

申告は3月16日まで 所得税の確定申告、市・県民税の申告…	2
平成27年度課税分から 軽自動車税の税率が変わります……	2
子育てと仕事の両立を支援 病児・病後児保育を開始します……	3
私たちの地域ではこんな活動をしています 地域活動紹介 富里・七栄小学校学区編…	4
平成27年消防出初式 ほか とみさとプラザ……	10

発行●富里市 編集●富里市総務部秘書広報課 〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1 TEL●0476(93)1111(代) FAX●0476(93)9954 発行日●3月1日(毎月2回発行)
●富里市ホームページアドレス <http://www.city.tomisato.lg.jp/> ●電子メールアドレス info@city.tomisato.lg.jp



申込方法

参加希望者は①・②いずれかの方法で、必ず申込期間内に申し込んでください。定員を超えた場合は、抽選で参加者を決定します。

①インターネット(RUNET)から申し込む

- 申込期間 3月1日(日)午前6時～5日(木)まで
- 事務手数料 不要
- 申込先 RUNNET [HP](http://runnet.jp/) <http://runnet.jp/>

②専用振替用紙(払込取扱票)

- 申込期間 3月1日(日)～5日(木)(5日の消印有効)
- 事務手数料 270円 ※別途、払込手数料が必要
- その他 専用振替用紙は、次の市内公共施設に備え付けてあります。
- 市役所総合受付 ○中央公民館 ○社会体育館 ○市立図書館
- 北部コミュニティセンター ○中部ふれあいセンター

部門・定員表

距離	対象	部門数	定員	スタート時間	制限時間
5 km	一般・40歳以上男女	4部門	2,200人	午前9時15分	50分
10 km	一般男女	2部門	5,000人	午前9時40分	80分
10 km	40歳以上男女	2部門	5,000人	午前10時30分	80分
3 km	小・中学生男女	4部門	800人	午前11時20分	30分
計			13,000人		

2015.3.21th
6.21(sun)

富里スイカ
ロードレース



富里スイカロードレース大会実行委員会事務局
(生涯学習課スポーツ振興室内)
〒(93) 1145

自然豊かなコースを走りながら、特産の「すいか」を「給スйка所」で味わうことのできるユニークなロードレースです。当日の午前9時～正午は、大会コースや周辺道路で交通規制が行われます。市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、警察官や大会役員の指示に従うなど、ご理解とご協力をお願いします。

一人暮らし高齢者宅の 防火診断を実施しています

防火診断 ☎(92) 1311

70歳以上で一人暮らしをしている人の住宅防火対策として、防火診断を行っています。毎年2、3月に消防職員が各世帯を順次訪問していますので、ご理解とご協力をお願いします。※消防署の名前をかたてて悪質な訪問販売をする業者がいるため、消防職員の訪問時には、身分証明書(消防手帳)を提示します。

- 電気やガス、石油器具などの正しい使用方法
- 防火に関する相談
- 住宅用火災警報器の設置状況確認

1秒に救われる、命があります。 救急車の適正利用にご協力を

消防署 ☎(92) 1311

平成26年中の救急出動件数 1,980件
1日平均 約5.4件

救急車は、けがや急病などで緊急に搬送しなければならない傷病者のためのものです。緊急性がない救急車の要請は、重症患者への対応の遅れにつながる可能性があります。尊い命を救うために、今一度、救急車の適正利用について考えましょう。

住宅防火いのちを守る 7つのポイント!

3つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない
- ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐため住宅用火災警報器を設置する
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

この時期は空気が乾燥し、強風の日も多いことから火災が発生しやすくなります。火の取り扱いに十分注意しましょう。なお、運動期間中に消防本部・署と消防団では、午後9時にサイレンを鳴らしますので、就寝前に火の元の点検をお願いします。

3月1日～7日は春の火災予防運動
もういいかい
火を消すまでは まあだだよ

問い合わせ先
消防本部・署 ☎(92) 1311
北分署 ☎(91) 0119

火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器を設置しましょう

消防本部予防課 ☎(92) 1313

住宅用火災警報器は、火災時の煙や熱を自動的に感知し、警報や音声で火災を知らせてくれます。平成20年6月2日から、新築・既存住宅を問わず住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

なお、市では、火災予防条例で「煙式(煙感知器)」の設置を定めています。